

# 受動喫煙防止対策実施施設 認定制度について

愛知県では、健康増進法第 25 条の規定により、多くの人が利用する施設の管理者が受動喫煙を防止にするために必要な措置を行うことを推進するため、受動喫煙防止対策を実施している施設を認定する制度があります。

愛知県春日井保健所管内では、医療施設、教育機関、保健・福祉施設、児童施設、文化・運動施設、飲食店等の 880 施設（平成 27 年 9 月末現在）を認定しています。

## 1 受動喫煙防止対策施設とは

多くの人が利用する施設であり、かつ、建物内全体が禁煙で、そのことを標示しており、屋内には灰皿が置いていない施設で、愛知県春日井保健所長の認定を受けた施設が「受動喫煙防止対策実施施設」となります。

## 2 認定を受けるには

- (1) 認定を受けようとする施設の管理者は、受動喫煙防止対策実施施設認定申請書（様式第 1-1）を愛知県春日井保健所長に提出してください。
- (2) 愛知県春日井保健所長は、その施設が受動喫煙防止対策施設の基準に適合しているか確認又は現地調査を行い、適合していると認められた場合には、施設の管理者に認定を通知し、認定証（ステッカー）を交付します。

## 3 認定施設の守ること

- (1) 認定施設の管理者は、実施している受動喫煙防止対策の維持及び向上に努めてください。
- (2) 愛知県春日井保健所長は、認定後、受動喫煙防止対策施設の基準に適合しなくなったと認められる場合は、その旨を施設の管理者に通知しますので、認定証を返還してください。

### 健康増進法 第 5 章第 2 節（受動喫煙の防止）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### [申請・問い合わせ先]

愛知県春日井保健所 総務企画課

〒486-0927 春日井市柏井町 2-31 電話 31-2188・FAX 34-3781